

農地中間管理機構を活用しましょう

問 市 農政商工課 ☎53-5141 FAX 53-5139

農地中間管理機構は「農地を貸したい人、借りたい人」を結び付ける事業を行っています。離農・規模縮小を考えている人は、10月末までにご相談ください。

農地を貸す・借りるには

貸したい人 → 「貸付希望申出書」 借りたい人 → 「借受希望申込書」

上記を農政商工課、JAレーク伊吹または農地中間管理機構湖北窓口(湖北合同庁舎)へ提出

※令和5年1月1日以降の新規権利設定分から手数料が徴収されます。

貸借決定までの流れ(令和4年度2回目受付)

8月1日(月)～10月31日(月) 貸したい人の受付期間 **借りたい人は通年受付中**

※既存の権利設定からの借り換えや、人・農地プラン等で貸付先が決まっている場合は、随時受け付けます。

11月末頃 「貸したい人」と「借りたい人」をマッチング

3月頃 正式に貸借決定

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

令和4年度の後期高齢者医療保険料について

7月15日送付の通知書で納付金額が記載されている場所が「特別徴収」の欄または、「普通徴収」の欄により納付方法が異なります。

「特別徴収」 → 公的年金から天引き 「普通徴収」 → 納付書*または口座振替での納付

※納付書納付の人へは、**令和4年度決定通知書に1期から9期までの納付書9枚をまとめて送付しています。**

毎月の納付書は送付しませんので、納め忘れがないように各月の納期限までに納付してください。

納め忘れのない口座振替をぜひご利用ください。

被保険者証と限度額適用(・標準負担額減額)認定証を更新します

限度額適用(・標準負担額減額)認定証とは

入院時や高額な外来受診時に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が世帯の限度額まで(月ごと)の支払いになります。

限度額適用・標準負担額減額認定証 …住民税が非課税世帯の人が対象

限度額適用認定証 …住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人が対象

※上記以外の方は、被保険者証の提示で医療費の請求がその世帯の限度額までとなるため認定証は交付されません。



現在お手持ちの被保険者証(後期高齢者医療保険証)は有効期限が7月31日までのため、新しい被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便でお届けしています。

これまで限度額適用・標準負担額減額認定証(*1)または限度額適用認定証(*2)をお持ちの人で、8月以降も対象の人には、新しい被保険者証に同封して送付します。

※令和4年度から新たに対象になる人で、上記の認定証(*1、*2)が必要な人は、市民保険課まで申請してください。

現行1割負担の人のうち10月から一定以上の所得がある人は、医療費窓口負担割合が2割になります

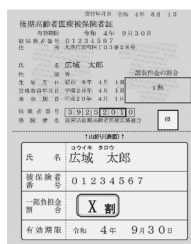
詳しくは、被保険者証に同封のチラシをご確認ください。

被保険者証は期間を分けて送付します

窓口負担の見直しに伴い、下記のとおり被保険者証を分けて送付します。

1回目：7月送付(うぐいす色) 8月1日～9月30日まで

2回目：9月送付(クリーム色) 10月1日～令和5年7月31日まで



▲8月1日から9月30日まではうぐいす色です。

令和4年度住民税非課税世帯の皆さんへ 臨時特別給付金のご案内

申・問 市 福祉政策課 給付金専用窓口 ☎53-5127 FAX 53-5128
問 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145(受付時間9時～20時)

住民税均等割非課税世帯と、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。なお、令和3年度に実施した非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯等は、対象外です。

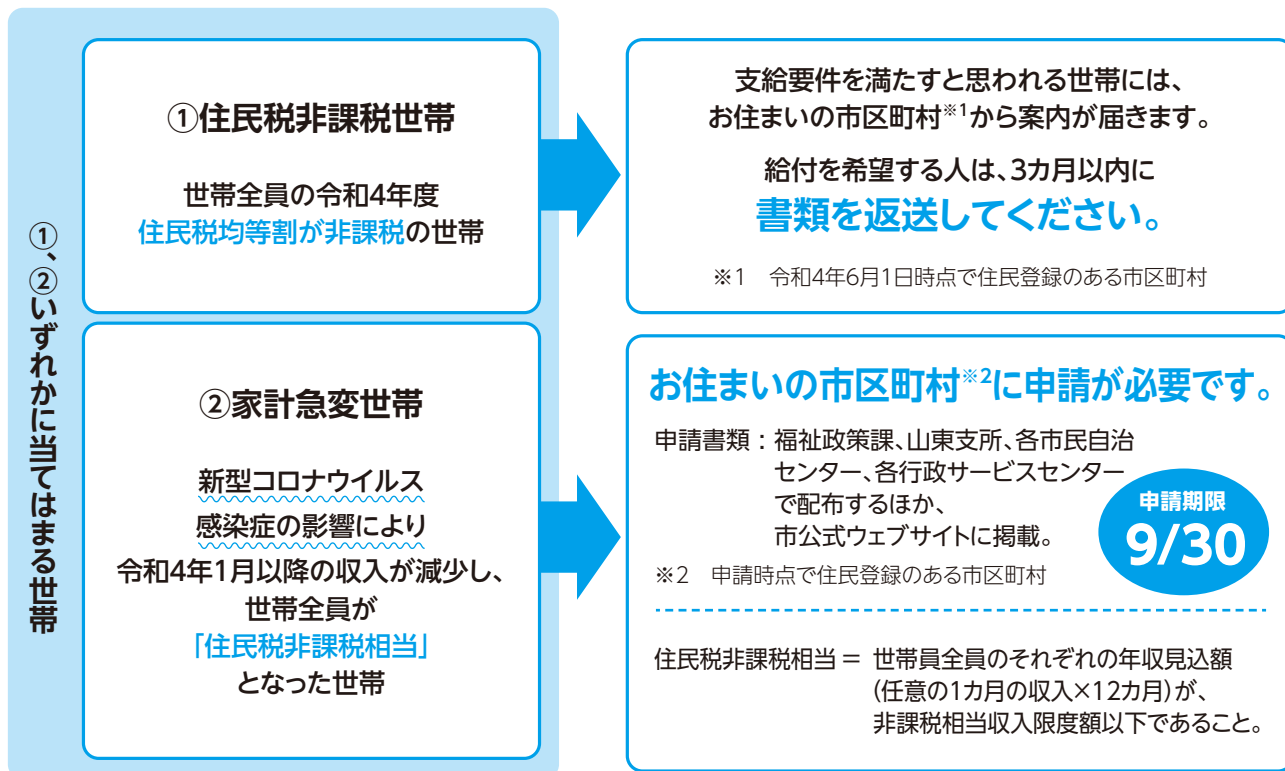
給付金の支給額

1世帯あたり10万円
(世帯主の口座へ振り込み)

給付金の申請案内

- ①住民税非課税世帯 … 対象世帯へ案内を送付します
- ②家計急変世帯 …… 随時受付
(個別案内は行いません)

給付対象世帯と支給手続き



注意

- すでに令和3年度非課税世帯または家計急変世帯として給付を受けた世帯(未申請・辞退含む)および、その世帯主を含む世帯は対象外です。
- いずれも、住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
- ①と②を重複して受給はできません。
- 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

その他

本給付金は、上記以外にも要件があります。詳しくは、福祉政策課または内閣府が設置する臨時特別給付金コールセンターへお問い合わせいただくか、市公式ウェブサイトをご覧ください。

また、世帯の中に令和3年12月11日以降の転入者や未申告(課税情報がない)者がいる場合などは、案内の送付が遅れたり、案内ができない場合があります。